

○池田町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要
綱

平成27年12月15日

要綱第29号

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定により交付する住民票の写し、消除された住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された住民票に記載をした事項に関する証明書で住基法第7条第5号に掲げる事項が記載されたもの
- (2) 住基法の規定により交付する戸籍の附票の写し及び除かれた戸籍の附票の写し
- (3) 戸籍法の規定により交付する戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調整された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

- (2) 住基法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出（同規定を準用し申出する場合を含む。）をする者
 - (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
 - (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- （対象者）

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本町に備える住民基本台帳又は戸籍の附票（除かれた住民票又は除かれた戸籍の附票を含む。）に記載又は記録されている者
 - (2) 戸籍法の規定により本町に備える戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載又は記録されている者
- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。
- （事前登録の申込み等）

第4条 前条に規定する対象者で本人通知制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ池田町本人通知制度事前登録申込書（別記第1号様式）により、町長に登録（以下「事前登録」という。）を申し込まなければならない。

- 2 前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、個人番号台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）その他本人であることを証するものとして町長が適当と認める書類（以下「本人確

認書類」という。)を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 第1項の規定による申込みを代理人により行うときは、池田町本人通知制度事前登録申込書及び代理人本人であることを証する本人確認書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本町に備付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

- 4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の規定による申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

（事前登録等）

第5条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、池田町本人通知制度事前登録者名簿（別記第2号様式。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

- 3 前項の事前登録者の登録期間は、登録者名簿に登録した日から起算して無期限とする。

（事前登録の変更等）

第6条 事前登録者は、登録期間中に氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、池田町本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書（別記第3号様式）により町長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。
（事前登録者への通知）

第7条 町長は、登録者名簿に登録した日以降に第三者からの請求又は申出により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、池田町住民票の写し等交付通知書（別記第4号様式）により当該事前登録者にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 住基法第12条の3第4項第5号（同法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。）の政令で定める業務に係る申出により交付したとき。
- (2) 戸籍法第10条の2第4項各号又は第5条（同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。）に掲げる業務に係る請求により交付したとき。
- (3) その他町長が特別な申出又は請求と認めたとき。

2 通知書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
（事前登録の廃止）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(4) 虚偽により登録その他町長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和4年8月19日要綱第39号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日要綱第13号）

この要綱は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

池田町本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

池田町長様

〒

申込者 住所

氏 名

〔申込者： 1. 本人 2. 法定代理人 3. 代理人〕

池田町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

事前登録者 (通知を希望する者)	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女	
	住 所 (住民登録地)	〒			
	本 籍			筆頭者	
	連 絡 先	() □自宅 □携帯 □その他 ()			

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄にも記入してください。

法定代理人	区 分	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人	
	フリガナ		
	氏 名		
	住 所	〒	
	連 絡 先	() □自宅 □携帯 □その他 ()	

<注意>

- 1. 裏面の内容をよくお読みください。
- 2. 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印又は□をつけてください。
- 3. 申込みの際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
 - (1)あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
 - (2)あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 - (3)あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状と委任者の本人確認書類「コピー可」）
 - (4)あなたの住所が池田町以外の場合は、あなたの住民票の写し（本籍、続柄の表示なし）を添付してください。

事務処理欄（以下の欄は、記入しないでください。）

登 録 日	年 月 日	登録廃止日	年 月 日	
受 付	住記入力	戸籍入力	名 簿	
本人等の確認書類				登録番号等
☐ 本人 ☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 法定代理人 ☐ 運転免許証 ☐ 代理人 ☐ その他 ()				

※ 何も記入しないでください。

池田町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1. この制度は、池田町に事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その事実について通知するものです。
2. 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に池田町住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
3. 通知書では、次の事項をお知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
4. 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、本人が開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、同法の範囲内の情報が開示されます。
5. 事前登録の申込みの受付は、民生部住民課で行います。
6. 登録者名簿への登録日は、申込み受付日の翌日（その日が町の休日に当たる場合はその翌日）となります。
7. 事前登録を希望する者（以下「事前登録希望者」という。）は疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。
8. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 事前登録希望者が疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができないとき
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき
9. 事前登録の登録期間は、登録者名簿に登録した日から無期限です。
10. 事前登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。（※3）
11. 事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき又は登録期間が満了した場合は、事前登録を廃止します。

※1. 「住民票の写し等」とは、住民票（除票を含む。）の写し（本籍が記載されたものに限る。）、住民票（除票を含む。）記載事項証明書（本籍が記載されたものに限る。）、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（戸籍届出書にかかる証明書を除く。）をいいます。

※2. 「第三者」とは、本人等の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は、本人又は同一の世帯に属する者、戸籍関係の場合は、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。

※3. 通知書が「住所不明のため配達不能」等の理由により返却された場合は、事前登録に不備又は虚偽があると判断し、事前登録を廃止しますので、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届書を提出してください。

別記第2号様式(第5条関係)

池田町本人通知制度事前登録者名簿

[illegible]

別記第3号様式（第6条関係）

池田町本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書

年 月 日

池田町長様

〒

届出者 住所

氏名

〔申込者： 1. 本人 2. 法定代理人 3. 代理人〕

池田町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定に基づき、事前登録の（内容変更・廃止）を次のとおり届け出ます。

事前登録内容の変更 又は事前登録を廃止 する者の氏名	フリガナ
生 年 月 日	年 月 日 性 別 男・女

事前登録の内容を変更する場合

変 更 内 容	☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍 ☐ その他（ ）
変 更 前	
変 更 後	

法定代理人が届け出をする場合は、次の欄にも記入してください。

法定代理人	区 分	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人
	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒
	連 絡 先	（ ） ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ その他（ ）

<注意>

1. 裏面の内容をよくお読みください。
2. 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印又☑をつけてください。
3. 届け出の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。

(1)あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）

(2)あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

(3)あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状と委任者の本人確認書類「コピー可」）

事務処理欄（以下の欄は、記入しないでください。）

変 更 日	年 月 日	廃 止 日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

受 付	住記入力	戸籍入力	名 簿	本人等の確認書類	登 録 日
				☐ 本人 ☐ 個人番号カード ☐ 旅券	年 月 日
				☐ 法定代理人 ☐ 運転免許証	登 録 番 号
				☐ 代理人 ☐ その他（ ）	No.

※ 何も記入しないでください。

池田町住民票の写し等の本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書について

1. この届出書は、池田町本人通知制度に事前登録をした者に係る登録内容に変更があったとき又は事前登録を廃止しようとするときに使用するものです。
2. この届出書を提出しようとする者は、この届出書に必要事項を記入して、本人であることが確認できる書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの等）を添えて、民生部住民課へ届出してください。
3. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による届出は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 事前登録者が疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができないとき
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき
4. 郵便等により届出をするときは、この届出書に必要事項を記入して、本人であることが確認できる書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの等）の写しを同封してください。
5. この届出書により登録内容の変更をしても、登録期間は延長されません。
6. この届出書を提出する前に登録が廃止されているときは、この届出書を提出することはできません。
7. この届出書により登録を廃止したときは、届出日の前日までに池田町住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を発送すべき事案がなければ、届出日をもって通知書の送付を停止します。

別記第4号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

池田町長 印

池田町住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、池田町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する実施要綱第7条の規定により通知します。

なお、第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、本人より開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、同法の規定の範囲内での情報が開示されます。

交付した住民票 の写し等の	交付年月日	年 月 日
	種別及び通数	
	請求者の種別	代理人 ・ 代理人以外

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

別記第 3 号様式（第 6 条関係）

別記第 4 号様式（第 7 条関係）